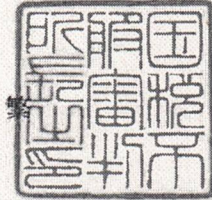


裁 決 書

東裁(諸)令5第45号

令和5年12月1日

国税不服審判所長 伊藤



審査請求人

住 所

氏 名

原処分庁

原 処 分

令和4年9月30日付でされた[redacted]相続開始に係る相続税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分

上記審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

審査請求をいずれも棄却する。

理 由

1 事実

(1) 事案の概要

本件は、原処分庁が、審査請求人（以下「請求人」という。）の父を被相続人とする相続に係る相続税について、請求人の母が被相続人の死亡により取得したアメリカ合衆国の遺族年金に関する権利は相続により取得したものとみなされるとして、相続税の更正処分等を行ったのに対し、請求人が、当該権利は相続により取得した

ものとみなされないなどとして、原処分全部の取消しを求めた事案である。

(2) 関係法令等

イ 相続税法第3条《相続又は遺贈により取得したものとみなす場合》第1項柱書及び同項第6号は、被相続人の死亡により相続人その他の者が定期金（これに係る一時金を含む。）に関する権利で契約に基づくもの以外のもの（恩給法の規定による扶助料に関する権利を除く。）を取得した場合においては、当該定期金に関する権利を取得した者が、当該定期金に関する権利（同項第2号に掲げる給与に該当するものを除く。）を相続又は遺贈により取得したものとみなす旨規定している。

ロ 相続税法第22条《評価の原則》は、同法第3章《財産の評価》で特別の定めのあるものを除くほか、相続又は遺贈により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価による旨規定している。

ハ 相続税法第24条《定期金に関する権利の評価》第1項は、定期金給付契約で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額は、同項各号に掲げる定期金又は一時金の区分に応じ、当該各号に定める金額による旨規定し、同項第3号は、終身定期金を掲げ、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額を規定している。

(イ) 当該契約に関する権利を取得した時において当該契約を解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額（同号イ）

(ロ) 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該契約に関する権利を取得した時において当該一時金の給付を受けるとしたならば給付されるべき当該一時金の金額（同号ロ）

(ハ) 当該契約に関する権利を取得した時におけるその目的とされた者に係る余命年数として政令で定めるものに応じ、当該契約に基づき給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額に、当該契約に係る予定利率による同項第1号ハに規定する複利年金現価率を乗じて得た金額（同号ハ）

ニ 相続税法第24条第5項は、同法第3条第1項第6号に規定する定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のものの価額の評価について同法第24条第1項ないし第4項の規定を準用する旨規定している。

ホ 相続税法施行令（平成31年政令第98号による改正前のもの。以下同じ。）第5

条の8は、相続税法第24条第1項第3号ハに規定する余命年数として政令で定める年数は、同号の終身定期金に係る定期金給付契約の目的とされた者の年齢及び性別に応じた厚生労働省の作成に係る生命表を勘案して財務省令で定める平均余命とする旨規定している。

へ 相続税法施行規則（平成31年財務省令第8号による改正前のもの。以下同じ。）

第12条の2《複利年金現価率》第1項は、相続税法第24条第1項第1号ハに規定する複利年金現価率は、1から特定割合（同項の定期金給付契約に係る予定利率に1を加えた数を給付期間の年数で累乗して得た数をもって1を除して得た割合をいう。）を控除した残数を当該予定利率で除して得た割合（当該割合に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする旨規定し、同規則第12条の2第2項は、同条第1項に規定する給付期間の年数は、同条第2項各号に掲げる定期金の区分に応じ、当該各号に定める年数とする旨規定し、同項第2号は、終身定期金を掲げ、定期金給付契約に関する権利を取得した時におけるその目的とされた者に係る相続税法施行令第5条の8に規定する余命年数を規定している。

ト 相続税法施行規則第12条の3《平均余命》は、相続税法施行令第5条の8に規定する財務省令で定める平均余命は、厚生労働省の作成に係る完全生命表に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）とする旨規定している。

チ 相続税法基本通達（昭和34年1月28日付直資10）3-46《契約に基づかない定期金に関する権利》は、相続税法第3条第1項第6号に規定する「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」には、同通達3-29《退職年金の継続受取人が取得する権利》の定めに該当する退職年金の継続受取人が取得する当該年金の受給に関する権利のほか、船員保険法の規定による遺族年金、厚生年金保険法の規定による遺族年金等があるのであるが、これらの法律による遺族年金等については、それぞれそれらの法律に非課税規定が設けられているので、相続税は課税されないことに留意する旨定めている。

(3) 基礎事実

当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

イ 相続について

請求人の父である (以下「本件被相続人」という。) は、 (以下「本件相続開始日」という。) に死亡し、その相続 (以下「本件相続」という。) が開始した。本件相続に係る共同相続人は、本件被相続人の配偶者である (本件相続開始日において)。以下「本件配偶者」という。) 及び請求人の2名である。

ロ アメリカ合衆国 (以下「米国」という。) の年金制度について

(イ) 米国の年金制度の概要は、要旨次のとおりである。

A 退職・遺族・障害保険制度 (Old-Age, Survivors, and Disability Insurance。以下「OASDI」という。) においては、被用者及び年収が一定額以上の自営業者が、米国の社会保障制度の加入対象者となる。

B 保険料は、社会保障税として内国歳入庁が徴収し、年金給付は社会保障庁が行う。

C 米国の年金制度の加入期間が1年6か月以上ある者は、日本国及び米国の両国の年金制度の加入期間を通算して10年以上となる場合には、米国の年金制度から退職年金を受けすることができる。

D 退職年金の受給者に65歳以上 (現在、67歳まで段階的に引き上げ中) の配偶者がいる場合、当該配偶者は、当該退職年金の50%に相当する額を「家族年金」として受けすることができる。

E 遺族年金制度がある。

(ロ) 米国の連邦規則集 (Code of Federal Regulations。以下「連邦規則集」とい、その条文については、連邦規則集における表記に従って、「20CFR § 404.311」などと表記する。) における退職年金等の規定は、要旨次のとおりである。

A 「old-age benefits」 (以下「米国退職年金」という。) の受給は、被保険者が「full retirement age」 (以下「満額受給年齢」という。) に達した場合で、受給のための全ての要件を満たす申請書に記載された最初の月に開始する。また、被保険者が死亡した月の前月に受給が終了する (20CFR § 404.311)。

B 満額受給年齢は65歳である。なお、1938年 (昭和13年) 以後に生まれた者から、段階的に67歳まで引き上げられる予定である (20CFR § 404.409)。

C ①被保険者との婚姻関係が1年以上続いていること、②申請すること及び③被保険者の一次保険金額（被保険者が受給する米国退職年金の金額）以上の米国退職年金又は障害給付を受ける権利を有していないなどの要件を満たしている場合、米国退職年金を受ける権利を有する被保険者の配偶者として給付（以下、この給付を「米国家族年金」という。）を受ける権利がある（20CFR § 404.330）。

D 米国家族年金は、一定の要件を満たす申請書に記載された最初の月に受給が開始し、被保険者が死亡した月の前月に受給は終了する（20CFR § 404.332(a)(b)）。

また、米国家族年金の毎月の給付額は、被保険者の一次保険金額（被保険者が受給する米国退職年金の金額）の2分の1相当額である（20CFR § 404.333）。

E 被保険者が死亡した場合、次の(A)ないし(E)の要件を満たす被保険者の配偶者は、被保険者の寡婦又は寡夫として遺族年金（以下「米国遺族年金」という。）を受ける権利がある（20CFR § 404.335）。

(A) 被保険者が死亡する直前まで少なくとも9か月間婚姻関係が継続していたこと。

(B) 被保険者の配偶者が申請すること。ただし、被保険者が死亡した月の前月において、米国家族年金を受ける権利があり、満額受給年齢に達している場合には、申請する必要はない。

(C) 60歳以上であること。

(D) 被保険者の一次保険金額（被保険者が受給する米国退職年金の金額）の給付額以上の米国退職年金を受ける権利を有していないこと。

(E) 未婚であること。

F 米国遺族年金の毎月の給付額は、被保険者の一次保険金額（被保険者が受給する米国退職年金の金額）と同額である（20CFR § 404.338(a)）。

G 米国遺族年金は、米国遺族年金を受給していた生存配偶者が死亡した月の前月に終了する（20CFR § 404.337(b)(4)）。

ハ 本件被相続人の米国退職年金並びに本件配偶者の米国家族年金及び米国遺族年金について

- (イ) 本件被相続人は、本件相続開始日前に、米国退職年金を受給していた（以下、本件被相続人が受給していた米国退職年金を「本件米国退職年金」という。）。令和元年において本件被相続人が受給すべき本件米国退職年金の月額は、
 であつた。
- (ロ) 本件配偶者は、本件米国退職年金を受給する権利を有する本件被相続人の配偶者として一定の要件を満たしていたことから、本件相続開始日前に、米国家族年金を受給していた（以下、本件配偶者が受給していた米国家族年金を「本件米国家族年金」という。）。
- (ハ) 本件被相続人が死亡したことにより、本件米国退職年金及び本件米国家族年金は終了し、本件配偶者は、米国遺族年金を受給する権利（以下「本件受給権」という。）を取得した。
- (ニ) 本件配偶者は、本件受給権を取得したことにより、以降、毎月米国遺族年金を受給することとなった（以下、本件配偶者が受給する米国遺族年金を「本件米国遺族年金」という。）。

上記(イ)のとおり、令和元年において本件被相続人が受給すべき本件米国退職年金の月額は
 であり、上記ロの(ロ)のFのとおり、米国遺族年金の毎月の給付額は米国退職年金の金額と同額であるから、令和元年において本件配偶者が本件受給権により1年間に給付を受けるべき金額は
 であつた（以下、同金額を「本件受給額」という。）。

また、本件配偶者は、本件米国遺族年金を一時金など年金以外の形式で受給することはできず、その受給を自ら停止しても解約返戻金を受領することはできない。

- (ホ) 本件配偶者が本件受給権により令和2年以降の1年間に給付を受けるべき金額は、本件相続開始日において判明していなかった。

ニ 米国の社会保障年金信託基金の実効金利について

OASDIの財政面については、現役世代が納付する社会保障税によって高齢者に対する年金給付を行うとともに、高齢化による将来の支出増加に備え、毎年の社会保障税などの歳入が歳出を上回る分を社会保障年金信託基金に積み立てている（社会保障年金信託基金には、老齢遺族保険（OASI）に係る信託基金と障害保険（DI）に係る信託基金があり、これらの信託基金は分けて管理され、特別の法的

措置をしない限り、これらの信託基金相互の繰入れはできないとされている。)

社会保障年金信託基金の実効金利は、当該基金が保有する証券のポートフォリオ（なお、当該基金が保有する証券は、政府保証のある利付証券が100%を占めている。）全体を反映し、その年に獲得した利息をその年の平均保有資産水準で除して算出されるものであり、米国の社会保障制度において社会保障税として徴収された金額の運用利回りの実績として公表されているところ、令和元年における当該基金の個別利率である老齢遺族保険（OASI）に係る信託基金の利率は2.8%、障害保険（DI）に係る信託基金の利率は3.1%であり、社会保障年金信託基金の全体の利率である当該基金の実効金利は、2.8%である（以下、米国社会保障年金信託基金の令和元年の実効金利2.8%を「本件実効金利」という。）。

ホ その他

(イ) 厚生労働省が公表している平成27年の第22回完全生命表（本件相続開始日において公表されていた最新のもの）における女性[■]の平均余命年数は、[■]である。

(ロ) [■]である[■]における三菱UFJ銀行の米国ドルの対顧客直物電信買相場（TTB）は[■]である。なお、本件相続開始日は[■]であるため、為替相場はない。

(4) 審査請求に至る経緯

イ 請求人は、令和2年1月31日、本件相続に係る相続税（以下「本件相続税」という。）について、別表1の「期限内申告」欄のとおり記載した申告書を原処分庁に提出して申告した。

ロ 原処分庁は、令和4年9月30日付で、請求人に対し、別表1の「更正処分等」欄のとおり、本件相続税の更正処分（以下「本件更正処分」という。）及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分」という。）をした。

なお、原処分庁は、本件受給権の価額について、相続税法第24条第5項で準用される同条第1項第3号の規定等により、「給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額」として本件受給額を、また「予定利率による複利年金現価率」として本件実効金利による複利年金現価率をそれぞれ用いて、別表2のとおり評価した。

ハ 請求人は、令和4年12月13日、本件更正処分及び本件賦課決定処分を不服として審査請求をした。

2 争点

- (1) 本件受給権は、相続税法第3条第1項第6号に規定するみなし相続財産に該当し、相続税が課税されるか否か（争点1）。
- (2) 本件受給権の価額を相続税法第24条第1項第3号の規定の準用により評価するに当たり、本件受給額及び本件実効金利を用いて評価できるか否か（争点2）。

3 争点についての主張

- (1) 争点1（本件受給権は、相続税法第3条第1項第6号に規定するみなし相続財産に該当し、相続税が課税されるか否か。）について

原 処 分 庁	請 求 人
<p>以下の理由から、本件受給権は、相続税法第3条第1項第6号に規定するみなし相続財産に該当し、相続税が課税される。</p> <p>イ 本件受給権のみなし相続財産該当性等について</p> <p>(イ) 本件受給権は、契約に基づかない定期金に関する権利であって、本件被相続人の死亡により、連邦規則集の規定に基づいて本件配偶者が原始的に取得したものであり、次のAないしCのことから、相続税法第3条第1項第6号に規定する「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」に該当する。</p>	<p>以下の理由から、本件受給権の全部又は一部は、相続税法第3条第1項第6号に規定するみなし相続財産に該当せず、相続税は課税されない。</p> <p>イ 本件受給権のみなし相続財産該当性等について</p> <p>(イ) みなし相続財産に該当するためには、①被相続人に帰属すべき権利又は被相続人の出捐に基づいて発生した権利が被相続人の死亡に直接起因して相続人に移転した実体のある場合に当たることが必要であり、②相続開始時点で客観的時価が存在していなければならないが、本件受給権は、次のAないしCのことから、上記①及び②には該当しない。</p> <p>なお、本件受給権は、客観的交換価値などありようがないから、これに課税するのは、相続財産の相続開始の時の時価に課税するという相続</p>

原 処 分 庁	請 求 人
<p>A 相続税法第3条第1項第6号の規定は、当該規定の対象となる定期金に関する権利について、被相続人が本来相続財産となるべき財産を何らかの特別な負担として提供したこと又は当該定期金に関する権利によって解約返戻金若しくは一時金を取得できることを適用要件とはしていない。</p> <p>B 本件受給権に係る課税の適否は、相続税法第3条第1項第6号の規定の適用の有無によって決せられるのであって、定期金に関する権利の評価に関する規定である同法第24条の規定の適用の適否によって決せられるものではない。</p>	<p>税法第22条の基本原則にも反する。</p> <p>A 本件受給権は、米国の公的年金制度に基づくものであるが、相続人が遺族年金を受給するために被相続人が本来相続財産となるべき財産を何らかの特別な負担として提供しているものではなく、被相続人が死亡したときに相続人が解約返戻金や一時金のようなものを取得できる余地もない。</p> <p>B 本件受給権は、次の(A)及び(B)のとおり、相続税法第24条第5項の規定に基づいて同条第1項第3号の規定を準用して評価できるものではない。</p> <p>(A) 相続税法第24条第1項第3号ハには「給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額」と規定され、同号による評価は、余命年数を通じて受ける金額の平均額が算定できることが法律上の要件とされており、余命年数を通じて受給する年金の総額が相続開始時点で確定していなければならないところ、本件受給権を取得した時点では、本件配偶者が余命年数にわたり受け取れる年金総額は定まっていない。</p>

原 処 分 庁	請 求 人
	<p>(B) 相続税法第24条第1項第3号 ハには「当該契約に係る予定利 率」と規定されており、同号に よる評価は、予定利率（生命保 険の契約者に対して約束する運 用利回りのことであり、契約者 との間では当該予定利率で運用 し続けるという義務を負うこと になり、確定しているもの）そ のものが存在するか、少なくと も予定利率と同質のものがなけ ればならないところ、本件受給 権は公的年金なので、民間の場 合の予定利率はなく、それと同 視し得るものもない。</p> <p>本件実効金利は、米国の社会 保障制度における社会保障税と して徴収された金額の実効金利 であり、年金支払原資となる社 会保障税の運用利回りが将来ど うなるかは誰にも分からない し、税制改正でその内容に大き な変化が起こり得るなど、将来 にわたって当該利率で年金取得 を保証しているものでもなく、 変動し続けるものであるから、 これを予定利率とみなして課税 するのは、みなし相続財産の規</p>

原 処 分 庁	請 求 人
<p>C 本件受給権が他の相続人に承継されない一身専属の権利であることをもって、本件受給権に客観的交換価値がないとはいえない。</p> <p>(ロ) 国民年金法第25条《公課の禁止》及び厚生年金保険法第41条《受給権の保護及び公課の禁止》第2項の規定は、年金給付及び保険給付が我が国の社会保障制度の一環として実施されている性質上、当然に認められた非課税措置であり、相続税法基本通達3-46では、相続税法第3条第1項第6号に規定する「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」には、厚生年金保険法の規定による遺族年金等があるが、当該厚生年金保険法等に非課税規定が設けられているため、相続税は課税されないことに留意する旨定められている。しかしながら、国内の公的年金に係る相続税が非課税であるからといって外国の公的年金に係る相続税が非課税となるものではない。</p> <p>なお、「社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」（以下「日米社会保障協定」とい</p>	<p>定の想定外のことである。</p> <p>C 本件受給権は、相続人が死亡したり、再婚したりした場合には打ち切れ、他の相続人に承継されるようなこともない一身専属の権利である。</p> <p>(ロ) 日本の公的年金が相続税の課税対象とならないのは、非課税の規定があるからではなく、①その年々の物価水準等に応じて変動する性質を有していること、②財源に公的資金が一部投入されている性質を有すること、③一括請求及び第三者への譲渡ができず、換価性のない性質を有していること並びに④一身専属の権利であること（再婚により喪失する権利であること）という社会保障制度の一環として実施されているという性質上、当然に、相続税の対象外となっているものである。</p> <p>そして、米国の公的年金制度の性質は、日本の公的年金の社会保障制度の性質と同様のもので共通性を有している。このことは、日米社会保障協定において、この両国の公的年金制度に共通性があることを前提とした上で、掛金の二重負担の回避と各国の公的年金保障期間の通算など</p>

原 処 分 庁	請 求 人
<p>う。)は、相手国に一時的に派遣される被用者等が両国の年金制度等への強制加入に関する法令が適用される二重適用の問題及び相手国に係る年金の受給に必要な資格期間を満たさないことで保険料が掛け捨てとなる問題の解決を図ることを目的とするものであって、両国間の税法の解釈について規定したものではないから、日米社会保障協定の規定をもって本件受給権を相続税の非課税とすることは認められない。</p>	<p>の点の調整（相互乗り入れ等）を定めた条約に準ずる国際的取決めがされていることに示されている。</p> <p>したがって、米国の公的年金は、日本における法令の課税・非課税の定めの有無を問わず、その性質上、当然に相続税の対象外となるべきものである。</p> <p>なお、国民年金法第25条及び厚生年金保険法第41条第2項の規定は、支分権として支給された所得を非課税にする規定であり、基本権としての受給権の相続税を非課税とする規定ではなく、また、相続税法基本通達3-46は、国民や裁判所を拘束する効力のないものである。</p>
<p>ロ 本件受給権のみなし相続財産該当部分について</p> <p>本件被相続人が死亡したことにより、本件相続開始日以後、本件被相続人が受給していた本件米国退職年金及び本件配偶者が受給していた本件米国家族年金のそれぞれの給付が終了し、連邦規則集の規定に基づいて、本件配偶者は原始的に本件受給権を取得し、本件米国遺族年金を受給していることからすれば、本件被相続人が受給していた本件米国退職年金の額の50%相当</p>	<p>ロ 本件受給権のみなし相続財産該当部分について</p> <p>本件配偶者は、本件相続開始日前において、本件米国退職年金の額の50%相当額の本件米国家族年金を受給していたのであるから、本件相続開始日以後、本件米国退職年金と同額の本件米国遺族年金を受給することにより、本件相続の前後で本件配偶者が受給する年金の額は、本件米国退職年金の額の50%相当額が増加したものであり、本件被相続人の死亡に起因して本件配偶</p>

原 処 分 庁	請 求 人
<p>額が本件米国遺族年金として増加した ものとは認められない。</p> <p>したがって、本件受給権の全額がみ なし相続財産として課税の対象とな る。</p>	<p>者は本件米国遺族年金を受給するのと 同時に、それまで受給していた本件米 国家族年金を喪失している。</p> <p>したがって、仮に、本件受給権が本 件相続税の課税対象になるとしても、 本件受給権の全額が課税の対象となる ことは、経済的実態から乖離してお り、包括承継の観点から、本件米国遺 族年金のうち本件米国家族年金に相当 する部分（本件米国遺族年金の半額） については、相続等と経済的に同視で きないことからすれば、本件相続開始 日以後に増額した50%相当額について のみ、みなし相続財産として課税され るべきである。</p>

(2) 争点2（本件受給権の価額を相続税法第24条第1項第3号の規定の準用により評価するに当たり、本件受給額及び本件実効金利を用いて評価できるか否か。）について

原 処 分 庁	請 求 人
<p>次のことから、本件受給権の価額を相 続税法第24条第1項第3号ハの規定の準 用により評価するに当たり、本件受給額 及び本件実効金利を用いることができ る。</p> <p>イ 「給付を受けるべき金額の1年当た りの平均額」について</p> <p>本件米国遺族年金の額は、本件米国 退職年金の額と同額であり、本件相続</p>	<p>次のことから、本件受給権の価額を相 続税法第24条第1項第3号ハの規定の準 用により評価するに当たり、本件受給額 及び本件実効金利を用いることはできな い。</p> <p>イ 「給付を受けるべき金額の1年当た りの平均額」について</p> <p>上記(1)の「請求人」欄のイの(イ)の Bの(A)のとおり、本件受給権を取得し</p>

原 処 分 庁	請 求 人
<p>開始日が属する年（令和元年）において、本件被相続人が受給すべき本件米 国退職年金は年額 [REDACTED] なの で、本件配偶者が本件受給権により1 年間に給付を受けるべき金額は [REDACTED] [REDACTED]（本件受給額）であると認め られる。</p> <p>本件配偶者が本件受給権により1年 間に給付を受ける金額は、生活費調整 によって毎年変動することが想定され るため、本件配偶者が本件受給権を取 得した時点では翌年以降の受給額が定 かではないが、本件相続開始日があっ た令和元年における本件受給額を基 に、相続税法第24条第1項第3号ハに 規定する「給付を受けるべき金額の1 年当たりの平均額」を認定する方法は 合理性を有する。</p> <p>ロ 「当該契約に係る予定利率」につい て</p> <p>本件受給権は連邦年金に係る法律に 基づき本件配偶者が取得したものであ るため、契約によって取得したもので はないことから、本件受給権の評価に 当たって用いる予定利率は、基準年利 率（財産評価基本通達4-4《基準年 利率》に定める基準年利率をいう。以 下同じ。）などの合理的な利率を用い</p>	<p>た時点では、本件配偶者が余命年数に わたり受け取れる年金総額は定まっ ておらず、余命年数を通じて受ける金 額の平均額は算定できないところ、本 件受給額は、本件配偶者が本件受給権 により給付を受ける初年度の受給額で あって、平均額になりようがないか ら、「給付を受けるべき金額の1年当 たりの平均額」として用いることはで きない。</p> <p>ロ 「当該契約に係る予定利率」につい て</p> <p>上記(1)の「請求人」欄のイの(イ)の Bの(B)のとおり、本件実効金利は予定 利率ではなく、予定利率と全く性質の 異なるものを恣意的に「予定利率」と して用いることはできない。</p>

原 処 分 庁	請 求 人
<p>て計算することとなる。</p> <p>そして、OASDIの財政面として、毎年の社会保障税などの歳入が歳出額を上回る分は、社会保障年金信託基金に積み立てられているところ、当該基金の実効金利は、当該基金が保有する証券のポートフォリオ全体を反映し、その年に獲得した利息をその年の平均保有資産水準で割ったものであり、米国の社会保障制度において社会保障税として徴収された金額の運用利回りの実績として公表されているものであることからすると、当該実効金利を本件受給権の評価に当たって「予定利率」に相当するものとして用いることは合理性を有する。</p> <p>そうすると、本件相続開始日が属する年（令和元年）の社会保障年金信託基金の実効金利2.8%（本件実効金利）を「予定利率」として用いることが相当である。</p> <p>また、令和元年において、社会保障年金信託基金の個別利率である老齢遺族保険（OASI）に係る信託基金の利率も2.8%であり、本件実効金利と同一の利率であることからしても、本件実効金利を用いることは合理性を有する。</p>	

4 当審判所の判断

(1) 争点1 (本件受給権は、相続税法第3条第1項第6号に規定するみなし相続財産に該当し、相続税が課税されるか否か。) について

イ 法令解釈

(イ) 相続税法第3条第1項柱書及び同項第6号は、上記1の(2)のイのとおり、被相続人の死亡により、相続人その他の者が、定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの(恩給法の規定による扶助料に関する権利を除く。)を取得した場合においては、当該定期金に関する権利を取得した者が当該定期金に関する権利を相続又は遺贈によって取得したものとみなす旨規定している。

この規定の趣旨は、被相続人の死亡に起因して相続人その他の者が取得した定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のものは、当該相続人その他の者が自ら固有の権利として取得するものであり、被相続人の財産に属するものではないが相続財産と実質を同じくするものであり、被相続人の死亡を起因として生ずるものであるため、公平負担の見地から、これを相続により取得したものとみなして相続税の対象としたものと解される。そして、この規定による相続又は遺贈により取得したものとみなされる定期金に関する権利は、相続の効果として被相続人から承継するものではなく、法律の規定その他契約以外の事由によって相続人その他の者が取得するもので、契約に基づかない定期金に関する権利を被相続人の死亡により原始的に遺族等が取得する場合は含まれると解される。

(ロ) 上記(イ)で述べた定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のものを被相続人の死亡により原始的に遺族等が取得する場合としては、船員保険法の規定による遺族年金、厚生年金保険法の規定による遺族年金、国民年金法の規定による遺族基礎年金等を被相続人の遺族が取得したことがあると解されるが、これらの遺族年金については、それぞれの法律(船員保険法第52条《租税その他の公課の禁止》、国民年金法第25条、厚生年金保険法第41条第2項など)に非課税規定が設けられているので、これにより相続税は課税されないものと解するのが相当である。これと同旨の相続税法基本通達3-46の定めは、上記各非課税規定が設けられていることを留意的に示しているものであって相当である。

ロ 当てはめ

(イ) 本件受給権は、上記1の(3)のハの(ハ)のとおり、本件被相続人の死亡により、本件配偶者が取得した米国遺族年金を受給する権利であるところ、米国遺族年金は、同ロの(ロ)のEのとおり、連邦規則集の規定に基づき、被保険者が死亡した場合に、同Eの(A)ないし(E)の要件を満たす被保険者の配偶者が支給を受けるものであり、同Gのとおり、当該配偶者の死亡した月の前月までの期間にわたり支給されるものである。

したがって、本件受給権は、本件相続の効果として本件配偶者が本件被相続人から承継したものではなく、本件被相続人の死亡により連邦規則集の規定に基づき原始的に本件配偶者が取得したものであったと認められるから、相続税法第3条第1項第6号に規定する「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」に該当する。

- (ロ) そして、米国遺族年金を受給する権利については、法令上、相続税が課税されないこととなる非課税規定は設けられていない。
- (ハ) 以上からすれば、本件受給権は、相続税法第3条第1項第6号に規定するみなし相続財産に該当し、相続税が課税される。

ハ 請求人の主張について

(イ) 相続税法第3条第1項第6号該当性に関する請求人の主張について

請求人は、上記3の(1)の「請求人」欄のイの(イ)のとおり、相続税法第3条第1項第6号に規定するみなし相続財産に該当するためには、①被相続人に帰属すべき権利又は被相続人の出捐に基づいて発生した権利が被相続人の死亡に直接起因して相続人に移転した実体のある場合に当たることが必要であり、②相続開始時点で客観的時価が存在していなければならないが、本件受給権は上記①及び②に該当しないこと、また、本件受給権には客観的交換価値などありようがないので、本件受給権に課税するのは相続財産の相続開始の時の時価に課税するという同法第22条の基本原理に反することから、本件受給権は同法第3条第1項第6号に規定するみなし相続財産に該当しない旨主張する。

しかしながら、本件受給権が相続税法第3条第1項第6号に規定する「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」に該当するか否かの判断において、請求人が主張する上記①の要件があると解すべき根拠は、同号の文言上見当たらず、上記イの(イ)で述べた同号の趣旨からも見いだすことはできない。

また、請求人が主張する上記②の点に関していえば、そもそも、請求人がその主張の根拠として挙げる相続税法第22条及び第24条の規定は、財産の評価に関する規定であって、同法第3条第1項第6号のみなし相続財産該当性の判断において検討すべき規定ではない。この点をおくとしても、上記1の(3)のハのとおり、本件受給権は、本件被相続人の死亡により、本件配偶者が取得した米国遺族年金を受給する権利であり、このような基本権としての年金受給権に、財産的価値があることは明らかである。

(ロ) 非課税規定に関する請求人の主張について

A 請求人は、上記3の(1)の「請求人」欄のイの(ロ)のとおり、日本の公的年金が相続税の課税対象とならないのは、非課税の規定があるからではなく、社会保障制度の一環として実施されているという性質上、当然に、相続税の対象外となっているものであり、米国の公的年金制度の性質は、日本の公的年金の社会保障制度の性質と同様のもので共通性を有しているため、米国の公的年金は、日本における法令の課税・非課税の定めの有無を問わず、その性質上、当然に相続税の対象外となるべきものである旨主張する。

しかしながら、上記イの(ロ)で述べたとおり、日本の公的年金が相続税の課税対象となっていないのは、その年金受給権が相続税法第3条第1項第6号に該当するものの、それぞれの法律（国民年金法第25条、厚生年金保険法第41条第2項など）に非課税規定が設けられているので、相続税は課税されないこととされているからであって、その性質上、当然に相続税の対象外となっているからではない。

そして、米国遺族年金については、その年金受給権が相続税法第3条第1項第6号に規定するみなし相続財産に該当し、法令上、米国の公的年金に係る非課税規定は設けられていないから、相続税は課税されることとなる。

B 請求人は、上記3の(1)の「請求人」欄のイの(ロ)のとおり、国民年金法第25条及び厚生年金保険法第41条第2項の規定は、支分権として支給された所得を非課税にする規定であり、基本権としての受給権の相続税を非課税とする規定ではない旨主張する。

しかしながら、当審判所の調査及び審理の結果によれば、昭和29年法律第39号による改正前は、相続税法第3条第1項第6号において、「恩給法（…）」

の規定による扶助料に関する権利その他定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」と規定され、恩給法の規定による扶助料に関する権利が除かれていなかったが、同改正において、厚生年金保険法の規定による遺族年金等については非課税となっていることとの均衡を考慮して、「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの（恩給法（…）の規定による扶助料に関する権利を除く。）」と改正され、恩給法の規定による扶助料に関する権利が除かれて、現行の規定（なお、「定期金（これに係る一時金を含む。）」の括弧書は昭和46年法律第20号による改正により加えられた。）となったと認められる。以上のような相続税法第3条第1項第6号の改正経緯に鑑みれば、厚生年金保険法第41条第2項などの非課税規定は、基本権としての年金受給権をも非課税とする趣旨のものであると解すべきものである。

C 請求人は、上記3の(1)の「請求人」欄のイの(ロ)のとおり、相続税法基本通達3-46は、国民や裁判所を拘束する効力のないものである旨主張する。

この点、請求人の上記主張は、当該通達が創設的に非課税規定を定めたものであるという理解を前提とするものであると解されるところ、上記Bで述べたとおり、相続税法第3条第1項第6号の改正経緯からすれば、厚生年金保険法第41条第2項などの非課税規定は、基本権としての年金受給権をも非課税とする趣旨のものであると解され、これと同旨の内容が当該通達において示されているにすぎず、当該通達によって創設的に非課税規定を定めたものではない。

(ハ) 課税対象となるみなし相続財産の価額に関する請求人の主張について

請求人は、上記3の(1)の「請求人」欄のロのとおり、本件配偶者は、本件相続開始日前において、本件米国退職年金の額の50%相当額の本件米国家族年金を受給していたのであるから、本件相続開始日以後、本件米国退職年金と同額の本件米国遺族年金を受給することにより、本件相続の前後で本件配偶者が受給する年金の額は、本件米国退職年金の額の50%相当額が増加したものであり、本件被相続人の死亡に起因して本件配偶者は本件米国遺族年金を受給すると同時に、それまで受給していた本件米国家族年金を喪失しているため、仮に、本件受給権が本件相続税の課税対象になるとしても、本件受給権の全額が課税の対象となることは経済的事態から乖離しており、包括承継の観点から、本件

米国遺族年金のうち本件米国家族年金に相当する部分（本件米国遺族年金の半額）については、相続等と経済的に同視できないことからすれば、本件相続開始日以後に増額した50%相当額についてのみ、みなし相続財産として課税されるべきである旨主張する。

しかしながら、上記1の(3)のロの(ロ)のA、D、E及びF並びに同ハの(ハ)のとおり、本件被相続人の死亡により、本件被相続人が受給していた本件米国退職年金及び本件配偶者が受給していた本件米国家族年金の給付がいずれも終了し、本件配偶者が米国遺族年金を受給する権利である本件受給権の全部を原始的に取得したのであるから、相続税法第3条第1項第6号に規定するみなし相続財産となるのは本件受給権の全部であって、その50%相当額ではない。

(二) 小括

以上のとおり、請求人の主張にはいずれも理由がない。

(2) 争点2（本件受給権の価額を相続税法第24条第1項第3号の規定の準用により評価するに当たり、本件受給額及び本件実効金利を用いて評価できるか否か。）について

イ 法令解釈等

(イ) 相続税法第22条は、相続税における財産の評価額について、原則として財産を取得した時における時価によることとし、具体的な評価方法については解釈に委ねる一方で、同条の規定によらないものとして、定期金に関する権利の評価などについて同法第3章に特別の定めをおいている。これは、定期金に関する権利等の一部の財産については、一定の財産的価値を有しているとしても、時価を把握することが困難であるなどの理由から、具体的な評価方法を解釈に委ねるのではなく、相続税法においてこれを法定したものと解するのが相当である。

(ロ) 相続税法第24条第1項第3号ハは、終身定期金給付契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額について、当該契約に関する権利を取得した時におけるその目的とされた者に係る余命年数として政令で定めるものに応じ、当該契約に基づき給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額に、当該契約に係る予定利率による複利年金現価率を乗じて得た金額により評価する旨規定している。

この規定は、一般に、年金受給権の取得の時点における価額は、将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当すると解されるが、その具体的な算定方法については一義的に明らかであるとは言い難いものであるところ、相続税法第24条第1項第3号ハは、上記合計額に相当する評価額を「給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額」に「当該契約に係る予定利率による複利年金現価率」を乗じて得た金額により算定することを法定している。

この算定において用いる「給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額」については、基本的には、終身定期金給付契約に基づき1年間に給付を受けるべき定期金の金額を用いるが、1年間に給付を受けるべき定期金の金額が毎年異なる契約については、その定期金給付契約に関する権利を取得した時後その契約の目的とされた者に係る余命年数の間に給付を受けるべき金額の合計額をその余命年数で除して計算した金額によること、すなわち、給付を受けるべき金額が毎年異なる場合であっても、余命年数の間に給付を受けるべき金額の合計額と余命年数から算出した平均額をもって、毎年一定の給付を受けるべき定期金の金額と同様に取り扱う趣旨のものであると解するのが相当である。

また、「複利年金現価率」は、毎期末に一定金額を一定期間受け取ることができる年金の現在価値を求める際に用いられる割合である。

ロ 検討

本件受給権は、上記1の(3)のロの(ロ)のEないしG並びに同ハの(ハ)及び(ニ)のとおり、本件被相続人の死亡により、連邦規則集の規定に基づき、本件配偶者が取得した米国遺族年金を受給する権利であり、本件配偶者が死亡する月の前月までの期間にわたり支給される終身定期金であるところ、解約返戻金はなく一時金での支給もないから、相続税法第24条第1項第3号イ及びロは準用されず、また、本件配偶者が本件受給権を取得して本件相続税の申告期限までに死亡し、その死亡によりその給付が終了した場合に該当せず、本件配偶者が死亡したときにその遺族等に継続して定期金を給付するものにも該当しないから、同条第2項及び第4項も準用されないため、同条第5項により同条第1項第3号ハを準用して評価することとなる。

そして、本件更正処分においては、上記1の(4)のロのとおり、本件受給権の価

額を相続税法第24条第5項の規定により同条第1項第3号ハの規定を準用して評価するに当たり、「給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額」として本件受給額を、「予定利率による複利年金現価率」として本件実効金利による複利年金現価率をそれぞれ用いていることから、その当否について、以下検討する。

(イ) 「給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額」に本件受給額を用いることについて

- A 本件配偶者が本件受給権により1年間に給付を受けるべき金額は、上記1の(3)のハの(ニ)のとおり、本件受給権を取得した本件相続開始日の属する年である令和元年については [] (本件受給額) であり、同(ホ)のとおり、本件相続開始日において、令和2年以降の1年間に給付を受けるべき金額は判明していなかった。
- B この点、相続税法第24条第5項により「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」について、同条第1項第3号ハの規定を準用して評価する場合には、そもそも契約が無いから、当該規定の「当該契約に基づき給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額」や「当該契約に係る予定利率」も無いことは明らかであり、このような場合には、「当該契約に基づき給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額」や「当該契約に係る予定利率」に替わる合理的な金額や利率を用いるべきことを相続税法は予定しているものといえる。そして、上記イの(ロ)のとおり、相続税法第24条第1項第3号ハに規定する「給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額」は、将来にわたって受け取るべき年金の金額を現在価値に引き直すに当たり、その算定に用いる1年間に給付を受けるべき金額について、毎年異なる場合であっても、毎年一定の給付を受けるものと同様に取り扱う趣旨のものであると解されるから、同項を準用した終身定期金の受給権の価額の評価において、上記Aのとおり、令和2年以降の1年間に給付を受けるべき金額が判明していない場合に、判明している令和元年の1年間に給付を受けるべき金額をもって、毎年一定の給付を受けるものと同様に取り扱うことは、上記趣旨から乖離しない合理的なものであるといえる。
- C したがって、本件受給権の価額を、相続税法第24条第5項により同条第1項第3号ハを準用して評価するに当たり、「給付を受けるべき金額の1年当

たりの平均額」として、本件受給額を用いるのが相当である。

(ロ) 「予定利率」に本件実効金利を用いることについて

A 上記イの(ロ)のとおり、相続税法第24条第1項第3号ハに規定する「当該契約に係る予定利率による複利年金現価率」は、将来にわたって受け取るべき年金の金額を現在価値に引き直すに当たり、その引き直しにおいて用いる係数が法定されたものであるところ、上記(イ)のBのとおり、同法第24条第5項により「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」について同条第1項第3号ハの規定を準用して評価する場合、「当該契約に係る予定利率」が無いことは明らかであり、このような場合には、「当該契約に係る予定利率」に替わる合理的な利率を用いるべきことを相続税法は予定しているものといえる。

そして、上記の「当該契約に係る予定利率」に替わる合理的な利率については、将来にわたって受け取るべき年金の金額を現在価値に引き直すための係数として合理的なもの（基準年利率などの合理的な利率）を用いるべきである。

B そして、本件受給権は、本件配偶者が取得した米国遺族年金を受給する権利であるから、その権利の価額を評価するに当たって用いるべき合理的な利率としては、米国遺族年金に関する運用利回りなどの利率が考えられるところ、本件実効金利は、上記1の(3)の二のとおり、米国の社会保障制度において社会保障税として徴収された金額の運用利回りの実績として公表されている社会保障年金信託基金の実効金利（令和元年）であり、同基金の個別利率である老齢遺族保険（OASI）に係る信託基金の利率（令和元年）も同率であったことからすれば、本件配偶者が将来にわたって受け取るべき本件米国遺族年金の金額を現在価値に引き直すための利率として合理的なものであるといえる。

C したがって、本件受給権の価額を、相続税法第24条第5項により同条第1項第3号ハを準用して評価するに当たり、「予定利率」として本件実効金利を用いるのが相当である。

ハ 請求人の主張について

(イ) 請求人は、上記3の(2)の「請求人」欄のイのとおり、本件受給権を取得した

時点では、本件配偶者が余命年数にわたり受け取れる年金総額は定まっておらず、余命年数を通じて受ける金額の平均額は算定できないところ、本件受給額は、本件配偶者が本件受給権により給付を受ける初年度の受給額であって、平均額になりようがないので、「給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額」として用いることはできないことから、本件受給権の価額を相続税法第24条第1項第3号ハの規定の準用により評価するに当たり、本件受給額を用いることはできない旨主張する。

しかしながら、上記ロの(イ)のとおり、本件受給権は定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のものであり、「当該契約に基づき給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額」は無いのであるから、将来にわたって受け取るべき年金の金額を現在価値に引き直すに当たり、相続税法第24条第1項第3号ハを準用した終身定期金の受給権の価額の評価において、判明している令和元年の1年間に給付を受けるべき金額である本件受給額を用いるのは合理的である。

請求人の上記主張は、相続税法第24条第1項第3号ハにおける評価の趣旨やこれを同条第5項が準用していることを正解せず、形式的に同条第1項第3号ハを当てはめようとするものであり、採用することはできない。

(ロ) 請求人は、上記3の(2)の「請求人」欄のロのとおり、本件実効金利は予定利率ではなく、予定利率と全く性質の異なるものを恣意的に「予定利率」として用いることはできないことから、本件受給権の価額を相続税法第24条第1項第3号ハの規定の準用により評価するに当たり、本件実効金利を用いることはできない旨主張する。

しかしながら、上記ロの(ロ)のAのとおり、相続税法第3条第1項第6号に規定する定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のものの価額について、同法第24条第5項により同条第1項第3号ハを準用して評価する場合、そもそも契約がなく、「当該契約に係る予定利率」も無いことを相続税法は予定しているのであるから、このような場合に、形式的に同条第1項第3号ハを当てはめようとする請求人の上記主張は採用することができない。

(3) 本件更正処分の適法性について

イ 上記(1)のロのとおり、本件受給権は、相続税法第3条第1項第6号に規定するみなし相続財産に該当し、相続税が課税されるものであり、また、上記(2)のロの

とおり、本件受給権の価額を本件受給額及び本件実効金利を用いて評価するのが相当である。

そして、本件受給権の価額については、上記1の(3)のイ及びホの(イ)のとおり、本件相続開始日において、本件配偶者は であり、 女性の平均余命年数は (端数切捨て) であるから、本件実効金利2.8%による複利年金現価率を計算すると となり、本件受給額 に上記複利年金現価率 を乗じると、 と算定され、これを邦貨換算した価額(別表2の⑦記載のものと同じ計算による金額)は となる。

ロ これらに基づき、当審判所において請求人の本件相続税の課税価格及び納付すべき税額を計算すると、本件更正処分における課税価格及び納付すべき税額と同額となる。

また、本件更正処分のその他の部分については、請求人は争わず、当審判所に提出された証拠資料等によっても、これを不相当とする理由は認められない。

ハ したがって、本件更正処分は適法である。

(4) 本件賦課決定処分の適法性について

上記(3)のとおり、本件更正処分は適法であり、また、本件更正処分により納付すべき税額の計算の基礎となった事実が本件更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて、国税通則法第65条《過少申告加算税》第4項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

そして、当審判所においても、請求人の過少申告加算税の額は、本件賦課決定処分における金額と同額であると認められる。

したがって、本件賦課決定処分は適法である。

(5) 結論

よって、審査請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。

別表1 審査請求に至る経緯

(単位：円)

区 分		期 限 内 申 告	更 正 処 分 等
年 月 日		令和2年1月31日	令和4年9月30日付
各人の合計	課 税 価 格	[REDACTED]	
	相 続 税 の 総 額		
請 求 人	課 税 価 格		
	納 付 す べ き 税 額		
	過 少 申 告 加 算 税 の 額		

別表2 本件更正処分における本件受給権の価額

①	給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額(注1)	[REDACTED]
②	余命年数(注2)	[REDACTED]
③	予定利率(注3)	0.028
④	複利年金現価率(注4)	[REDACTED]
⑤	米国ドル建てによる本件受給権の価額(①×④)	[REDACTED]
⑥	邦貨換算レート(注5)	[REDACTED]
⑦	邦貨換算後の本件受給権の価額(⑤×⑥)	[REDACTED]

注1 ①の金額は、本件受給額である。

注2 ②の年数は、相続税法施行令第5条の8及び相続税法施行規則第12条の3の規定並びに財産評価基本通達(昭和39年4月25日付直資56ほか)200-3《完全生命表》の定めにより、厚生労働省の作成に係る第22回完全生命表に掲げる本件配偶者の年齢及び性別に応じた平均余命である[REDACTED]について、1年未満の端数を切り捨てた年数である。

注3 ③の予定利率は、本件実効金利である。

注4 ④の複利年金現価率は、相続税法施行規則第12条の2第1項及び第2項第2号の規定による算式に、次のとおり、②の年数及び③の予定利率を当てはめて算出(小数点以下3位未満の端数を四捨五入)したものである。

$$\frac{1 - \frac{1}{(1+0.028)^{[REDACTED]}}}{0.028} = [REDACTED]$$

注5 ⑥の邦貨換算レートは、財産評価基本通達4-3《邦貨換算》の定めにより、本件被相続人に係る相続税の課税時期([REDACTED])の三菱UFJ銀行が公表する最終為替相場(対顧客電信買相場(TTB)の[REDACTED]の相場がないため、[REDACTED]とする。)である。